



Title	A. J. エイヤー『言語・真理・論理』の論理実証主義：とりわけヘーゲルについて考えるために
Author(s)	大西, 健太
Citation	メタフュシカ. 2022, 53, p. 45-55
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90209
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《研究ノート》

A. J. エイヤー『言語・真理・論理』の論理実証主義

～とりわけヘーゲルについて考えるために～

大西健太

はじめに

筆者はこれまで G. W. F. ヘーゲルの哲学について研究してきた。ヘーゲルは 1770 年から 1831 年までの時代を生きたドイツの哲学者であるが、近年のヘーゲル研究はとりわけ英語圏において盛んである。そこでは、例えば R. ブランダム（注1）のヘーゲル解釈に見られるように、分析哲学的な視点からアプローチされることも多い。分析哲学は 19 世紀末頃のヨーロッパに始まり、その後アメリカなどに達して、以降哲学的思潮の一つとなっている。

本稿が取り上げるのは、その初期にあたる 20 世紀初頭に興隆した「論理実証主義」を代表する一人であり、またこれがイギリスに広まるきっかけとなったとされる著者の論考である。その主要テーゼの一つである、「〈形而上学的な〉命題は全てナンセンスである」という主張が念頭に置いているのは、まずもってヘーゲル他フィヒテ、シェリングらの体系であると考えられる。だとすれば、現在英語圏で見られるようなかたちでのヘーゲル再評価の傾向とは対照的である。透き通った論理によって不明瞭な術語にまみれた「形而上学」の霧を晴らそうとする姿は昨今のヘーゲル研究をリードする哲学者たちにも通じるものを感じさせるが、その徹底的な排撃の姿勢によって相違点が際立たされる。そうした論理実証主義の議論は現代哲学におけるヘーゲルの再評価およびその知見をともなって展開されている哲学理論を検討するうえでも有用であるだろう。

以上の理由から、現在行われているようなヘーゲル哲学の再評価へと至る過程を、分析哲学が全体としてどのように変化してきたのかという点から捉えることによって上述のようなアプローチをその可能性それ自体も含めて再検討できるようにしたいと考えている。そのためには、まずは論理実証主義のラディカルな批判が、ヘーゲルらいわゆる「ドイツ観念論」の積極的再検討へと向かう現代の分析哲学者らの議論とどのように関連してくるのかを把握しておかなければならないが、そうすると、やはりその代表的な論者の意見を確認する必要がある。同時に、そうした主張内容そのものに対するさらなる批判についても理解しておかなければならないだろう。

そこで、本稿では A. J. エイヤーの『言語・真理・論理』（Ayer, 1936）を挙げて、上記の作業を行っていくことにする。ここから、分析哲学的な感覚を理解しておくことがますます不可欠になっていくであろう現代のヘーゲル研究において自身の考察を展開するところへとつなげていきたい。

エイヤーは 1910 年イギリスに生まれ、オックスフォード大学で学んだ。そして G. E. ムーアのほか、特にカルナップらいわゆる論理実証主義者の影響下に自らの哲学を展開する。ここで「論理実証主義（logical positivism）」とは、1920 年代にウィーンで起こった思想傾向で、哲学上の論争を大部分言語の曖昧な使い方に起因するそれ自体として無意味な問題設定に根ざすものとし、真の哲学が果たすべき仕事は科学理論ほか日常的な信念についてもその言語表現を論理的に分析することにあるという主張を掲げる立場である。¹

エイヤーもまた、従来「哲学」ということでイメージされてきたような形而上学は総じてナンセンスであり、哲学者の仕事は論理的分析にあると考える。その第一の成果としてまとめたかたちで著されたのが、『言語・真理・論理』である。

ここでは、その 1～3 章までを中心に取り上げ、「用法的定義」や「検証可能性」といった概念について論じた後、「物質的事物」に関する実際の分析を見ていき、最後に、エイヤーが提示する「検証の原理」とその問題点、そしてエイヤー自身による修正とそれにもかかわらず新たにまた同様の反証を指摘した A. チャーチの議論の内容を確認する。

1. 「用法的定義」

本節では、エイヤーが挙げている「用法的定義」という概念について見ていく。そもそも哲学の役割とは何だろうか？エイヤーによれば、それは「定義を与える」ことである。

例えばデカルトの哲学がそうであるように、「ある第一原理をおき、次にそれをつけ加えたものを実在の完全な絵であるとして」[p.46] 提示することではない。このような手法が取られる場合に可能なのは、①仮説的な性格を乗り越えられない経験的な原理（「自然法則」）、②「コギトー」（ただし、例として引かれるにあたって、ここでは「私は考える」という一般的な意味ではなく、「〈今 [ここ] に一つの思考がある〉（there is a thought now）」という意味に解されており、したがってそこから「スム（私は存在する）」を演繹することはできないようになっている）のような「直接的命題」、③いわゆる「ア・プリオリな真理」の三つのうちいずれかを採用することである。このうち、一つ目のやり方は、エイヤーによると、そもそも哲学史的に見て、「哲学における体系建設者達の習慣となることは、決してなかった」[ibid.]。また、二つ目のやり方であれば、ただその本質のみを分析することによっては他の内容（その「今」の後に同じ思考の系列が続くことさえ）が導かれることは全然できないはずであり、三つ目に関しては、後で見る通り、「ア・プリオリな真理」とは「同語反復（トートロジー）」に他ならず、それゆえそこからは同じくトー

¹ 吉田夏彦訳『言語・真理・論理』（筑摩書房、2022）、訳者あとがき（p.281-2）

トロジーしか出てこない。すなわち、いずれによっても「実在の完全な絵」を描くことは出来ない。以上がエイヤーによる、「体系建設」についての反証である。

とはいえ、例えば『精神現象学』（序文）で、「根本原理」の欠陥はもっぱらそれが「はじまり」であるという点にあり、この欠陥の乗り越えもまた「根本原理」自身のもとでその内的な展開というかたちで遂行されると述べられているように、予め「第一原理」を何らか他の全ての内容がそれのみから導かれるようなものとしておくことによって、「全ては〈第一原理〉が展開したものとして導かれる」という事態を分析的なものないし同語反復的なものとすることもできなくはないだろう。あるいは、特にヘーゲルのような「体系建設者」は総じて自身の哲学を以てこのことを証明しようとしていたのだと見ることもできる。

ここには、純粋な分析をこととするものであるというエイヤーの哲学観が示されているわけであるが、この点、哲学は全ての内容を一つの必然性にしながら〈体系〉的に秩序付けることで（「絶対者は主体である」という）「真理」を具体的なかたちで明らかにするべきものであると考えているヘーゲルとの対象関係がはっきり見て取れる。

それでは、哲学者が与えるべき「定義」とはどのようなものであるのだろうか。エイヤーは、それは「字引を編むこと」ではないと注意している。エイヤーは、「定義」を、「〈積義的な〉（explicit）定義」と「〈用法的な〉（in use）定義」とに分ける。前者の方がより一般的であると思われるような定義の手法であり、「眼科医（oculist）」の意味は知らないが、「めいしゃ（eye-doctor）」という語は理解しているような人に対して、「〈眼科医〉とは〈めいしゃ〉のことである」と言ってみせるとき、与えられるような種類の定義である。

「〈積義的な〉定義」の場合、本質的なことは、二つの「記号」（文字や音声といった感覚的に捉えられるかたちであるその「符号（sign）」とその意義ないし用法とから構成される）の「同義（synonymous）」性である。「同義な」とはどのような事態を指すのかという点について、エイヤーは、以下のようにその意味を規定している。「同一の言語に属する二つの記号は、そのいずれがその中にあらわれても有意味でありうる任意の文章において、一つの記号の他による単純な置換が常に、もとの文章に等値（equivalent）な新しい文章を生ずる場合、そしてこの場合にのみ、《同義である》といわれうる」。² [p,60] ここで、「文章が等値である」とは、比較される文章の一方（A）と他のいくつかの文章（C, D, E）を結合するときに結果として導かれる文章全てが、他方の文章（B）と C, D, E との結合によっても過不足なく導かれる場合に成り立つ事態である。すなわち、 $A + C, D, E \Rightarrow X, Y$ であり、 $B + C, D, E \Rightarrow X, Y$ であることによって、A と B とは「等値」であると言われる。したがって、ある「記号」が「同義である」とは、それらを構成要素として持つ「等値」である文章 $A (=abc)$ および $B (=123)$ において、例えば A を $1bc$ 、B を $a23$ としても、A および B は変わらず「等値」であるとき成立するような事態である。

これに対して、「〈用法的な〉定義」こそ哲学に求められるものである。² 「用法的定義」は、「そ

² しかしながら、この主張は、「観察－陳述」の集合が「物質的事物」についての陳述と等値である（次節参照）ことは実際にはできない等の理由から、第二版の序文にて、以下で見えるような分析の「手続きが実際に一組の定義をうみ出すのは、原則というよりはむしろ例外的な場合である」[p,24] とまで言われるほどに改められている。

の記号が有意味に現れている文章が如何にして、〈被定義項〉それ自身も、またそのどんな同義語もその中に含まれていないような、等値文章に翻訳されうるかを示すことによって」[ibid.] 与えられる。

例として、the – というかたちの表現（確定記述句）を含む文章を、それを含まず、「ただ一つの対象がある属性を有すること、または、如何なる対象もある属性を有しないこと」[p.61] を述べる文章へと翻訳する仕方を示した B. ラッセルの確定記述理論が引き合いに出される。これによると、例えば「〈ウェイブリ〉の著者はスコットランド人だった」という文章は、「一人の人が、そしてただ一人の人が、〈ウェイブリ〉を書いた、そしてその人はスコットランド人だった」へと書き換えられ [ibid.]、したがって「ただ一人の人が～（属性）を持つ」という形式において諸属性が表現される連言となる。こうして、はじめの文章は、「〈被定義項〉それ自身も、またそのどんな同義語もその中に含まれていないような、等値文章に翻訳され」たことになる。このように、ある記号 e を含む文章が e 自身も e と「同義」などのような記号も含まず、e の代わりとして、異なる「符号」b, c, d ... が導入されているような文章へと変換されるとき、「e は b, c, d, ……からの論理的構成である」[p.63] と言われる。

哲学は「〈用法的な〉定義」を与えるべきものであると言われるとき、その眼目はやはり、日常的な言葉づかいから生じる混乱を取り除くことにある。例えば確定記述理論は、それによって、「現在のフランス国王は～である」のような文章から素朴に主語（基体）にあたるものの存在を想定し困難に陥るという事態を避けられるようにするためのものとして位置づけられる。

哲学の役割とは、エイヤーによれば、特に「用法的定義」を与えることによって、つまり「その記号が有意味に現れている文章が如何にして、〈被定義項〉それ自身も、またそのどんな同義語もその中に含まれていないような、等値文章に翻訳されうるかを示すことによって」[p.60]、言語使用に関わる、「形而上学的」空論の源泉ともなっている種々の誤謬を回避させることにある。

2. 「物質的事物」の分析

前節では、エイヤーは「用法的定義」を与えることが哲学の役割であると考えていること、そしてこの「定義」がどのようなものであるのかということを確認した。ここでは、実際に「用法的定義」の概念に則って行われる「物質的事物」の分析を辿る。

『言語・真理・論理』の第三章では、「〈用法的な〉定義」という方法論的概念が、「知覚についての伝統的な問題の主要部分」と位置付けられる、「物質的事物を感覚－内容に還元する問題」[p.64]³へと適用される。ここで「物質的な事実」を述べている文章は「感覚－内容」からなる「論理的構成」を表現する文章へと書き換えられることになるが、この「還元」の手続きと関連して、「物質的事物」と「知覚」の問題についてのエイヤーの一連の考察が始まる。

例えば一個の感覚的事物としてのテーブルについて、先ほどの「用法的定義」の手法を用いるならば、以下ようになる。「〈テーブル〉という記号、乃至英語と同じ構造を持つ任意の言語に

³ 「感覚－内容 (sense-content)」という語は、外的なものも内的なものも含めた「感覚の直接所与」一般を指すものとして用いられる。

においてこれにあたる記号を含む文章はすべて、同言語の、その記号乃至その同義語を含まず、感覚-内容に対応するあるいくつかの記号を含む文章に翻訳されうる」[ibid.]、すなわち、知覚される事物-テーブルは、いくつかの適当な「感覚-内容」からの「論理的構成」として表現されることができる。⁴

一つの事物をいくつかの「感覚-内容」の関係からなるものとみなす観点から、エイヤーは、「物質的事物の本性は何であるか」という問いに答えようとする。それゆえ、この問いに対する答えの形式は、「任意の二個の感覚-内容が同じ物質的事物に属するためにその二個の感覚-内容の間に成り立たなければならない関係は何であるか」[p,65]を示すものとなる。

エイヤーはまず、「感覚-内容」間の関係に関して、 $2 \times 2 = 4$ つの定義を導入する。一つ目は「類似」の関係であり、「二個の感覚-内容の間に、質的な差異が全然ないかまたは単に無限小の差異が存在する」[ibid.] 場合-「直接的類似」と、「直接類似の系列によってつながれてはいるが、それ等自身直接には類似ではない」[ibid.] 場合-「間接的類似」とがある。二つ目は、「連続」の関係であり、これには、「感覚-領域 (sense-field)」(対応する種々の「感覚-内容」がその内で見出される場となっているもの)の「系列のあいつづくメンバーに属し、それ等の間に各々のそれ自身の感覚-領域における位置に関して、何ら差異がないか、あるいは無限小の差異しかない」[p,65-6] 場合-「直接的連続」と、それら自身は「直接的連続」の関係にはないが、この連続性を介して相互に結びつけられるような場合-「間接的連続」とがある。

これらの関係概念を用いた同種の「感覚-内容」(ここでは視覚的「感覚-内容」)についての定義は、「それらが相互に、〈直接的類似〉または〈間接的類似〉の関係にあり、なおかつ、〈直接的連続〉または〈間接的連続〉の関係のいずれかにあるとき(そしてその場合に限り)、同一の事物を構成する要素となる」というものである。例えば、赤くて丸い実がいくつかなっているとすれば、その実を見ている人の一連の視野-「感覚-領域」の一系列において、まずその「赤さ」は、この系列の部分である一つ一つの「感覚-領域」におけるそれ自身の「赤さ」と「直接的類似」の関係にある。と同時に、この「赤さ」はある一つの「感覚-領域」の中で、他の実の「赤さ」としても見出される。次に、この実の「赤さ」は、系列をなす「感覚-領域」のそれぞれにおいて「位置に関して、何ら差異がないか、あるいは無限小の差異しかない」。「丸さ」についても同様である。よって、この二つの「感覚-内容」はそれぞれ上の条件を満たして、同一の事物の要素であるということになる。(それゆえ、この「連続性」も条件として加えることによって、同じ「感覚-領域」内にあると考えられる他の実に属する「赤さ」もしくは「丸さ」がまさに「他の」実に属する、つまりはじめの実には属さ「ない」ことになると言える。)

さらに、これら二つの関係は、「対称的-すなわち、A と B との間に成り立てば、同時に B と

⁴ ただし、このことはある文章に含まれる「テーブル」という記号をそれに対応する感覚-内容を指す記号と単純に入れ替えることができるという意味ではない。例えば、「私は今テーブルの前にすわっている」と語るとき、このテーブルに「丸い」という「感覚-内容」が属するからといって、「テーブル」とこの「丸い」とを入れ替えて、この文章を同時に「丸い」についての文章として考えることはできない。また、第二版の序文では、1で触れた通り、有限個の「観察-陳述」が「物質的事物」についての陳述と等値でありうることが否定され、「物質的事物」に関して今言われているような「用法的」〈定義〉が与えられる可能性も斥けられることになる。

A との間にも成り立つ関係」[p.66] であるとともに、「推移的—すなわち、A と他項 B、B と他項 C との間に成り立てば、必ずまた A と C との間にも成り立つ関係」[ibid.] であるとされる。これの意味するところは、同一の事物に属する同種の「感覚—内容」からなる群は他の群と共通の要素を持つことがなく、それらの「感覚—内容」は「同一の事物」という一点にあるのみであって、同時に他の事物に属することはないということ、すなわちどのような「感覚—内容」も「一個より多くの物質的事物の要素であるということとは出来ない」[ibid.] ということである。

続いて異種の「感覚—内容」については、例えば「人の視覚群ならびに触覚群中の任意の二個は、視覚群の要素中、最小の視覚的な深さを持つものがすべて触覚群中最小の触覚的な深さを持つものと同じ感覚—経験の部分をなす時、同じ物質的事物に属する」[ibid.] というように言われる。つまり、一方の「感覚—内容」が属する「感覚—内容」群のうちで最も「近くに」あるものとして知覚されるものが、他方の「感覚—内容」が属する「感覚—内容」群のうちで同じく最も「近くに」あるものとして知覚されるものと同時に経験されるとき、双方の「感覚—内容」そしてそれらを含む「感覚—内容」群に含まれる他の「感覚—内容」は同じ事物に帰属することになる。先の例で言えば、「赤くて丸い実」が手に取って見たところまた「柔らかい」とすると、その「赤さ」および「丸さ」（視覚的）と「柔らかさ」（触覚的）とが同一の事物において関係づけられ、それによってまた、その実に属する他の視覚的「感覚—内容」も、上の「柔らかさ」（およびこの「柔らかさ」を含むのと同じ「感覚—内容」群に含まれる他の「感覚—内容」）が属するのと〈同じ対象について〉言われるということになるだろう。

以上の内容と関連して、「特殊的なもの（particulars）」（「ソクラテス」）と「普遍的なもの（universals）」（「賢い」）との区別について、次のように論じられている。エイヤーによれば、これら二つの相違点は、それらが「基礎的な（fundamental）」対象である「感覚—内容」から構成される仕方にある。「類似」の関係と「連続」の関係のうち、「特殊的なもの」にとっては後者が本質的であり、「普遍的なもの」は前者の関係のみにある「感覚—内容」から構成される。「特殊的なもの」は、「位置」について互いに一致する（correspond）「感覚—内容」から構成されるが、この「一致」は一つの「感覚—領域」内にある「感覚—内容」の間には成り立たず、系列をなす諸「感覚—領域」におけるある「感覚—内容」の間にのみ成立する。一方で、「普遍的なもの」は、単に「類似」の関係に基づいて構成されるものであり、「位置」について一致する必要はないため、また一つの「感覚—領域」においても、同様の「感覚—内容」が複数見出されるという事態が可能である。このようにして、「特殊的なもの」の「同時に二か所に存在することはできない」という性格、および「普遍的なもの」の「同時に二か所以上に存在することができる」という性格は、「これこれの関係から構成されるものとしてその概念を用いる」というある種の取り決めの定義から論理的に演繹されるものであるということから、「分析的」であるということが導かれる。[Ayer, 1934]

「連続性」や「深さ」といった概念に基づいて、諸性質の同一基体への帰属は成立する。これは、

ヘーゲルに関係させるとすれば、例えば『精神現象学』の「知覚」章における、「諸性質の媒体 (Medium)」としての「事物」の成立要件とみなすこともできるだろう。そこでは、「知覚する意識」とその「対象」である「事物」との関係が問題になるが、このうち、「媒体」としての「事物」とは、様々な性質が見出されるものとしての「対象」のあり方である。例えば、「塩」については、A-白い、B-(結晶が)立方体である、C-辛いといった性質が知覚される。このことを、上のエイヤー的分析という視点から考えてみると、まずAとB(※ここでは視覚的な情報とみなす)については、位置に関して一致する同種(視覚的)の「感覚-内容」の組として、「塩」に属することになるだろう。他方、A(およびB)とCについては、同じ「深さ」(「近さ」)にある異種(視覚的-味覚的)の「感覚-内容」の組としてこの対象に属していると考えることができる。ヘーゲルの場合、さらに、「性質」とは「規定された (bestimmt)」ものとして〈他ではない〉という否定性をともなうものであり、そこから「事物」に関しても、上記の「媒体」としてのあり方に対して、ただ一つの性質のみが可能であるような「否定的-」としてのあり方が現れてくるのであるが、ここでエイヤーが行っている分析においては、性質に関してそのような「他に対する本質的な否定的関係」という規定はない。

3. 「検証の原理」(1)

「用法的定義」や「論理的構成」といった概念を用いて、「哲学の命題は、その性質上、(…) 定義乃至定義の形式的な結果をいいあらわす」[p,57]ものであることが主張されるとき、それらはある明確な敵対者に焦点を当てて、それに対抗するものとして現れてくるものである。エイヤーが自身の論敵として対峙するのは、他でもなく、「旧来の形而上学」である。エイヤーによれば、こうした「形而上学」に属する哲学は全て、全く無意味な言論を展開しているだけのものでしかない。再びヘーゲルを引き合いに出すとすれば、例えば『歴史哲学講義』の中には、「それが自己自身を規定して、諸規定を自らの内に定立し、それらを再び止揚するとともにこの止揚そのものによって肯定的な、それよりも豊かでより具体的な規定を獲得するというのが、概念一般の論理的な、その上さらに弁証法的な本性である」[W12, 86]という一文があるが、エイヤーからすれば、こうした陳述は「形而上学的」ナンセンスの典型であると言えるだろう。そもそも、「伝統的な〈哲学の諸問題〉のうち多くのものが形而上学的であり、したがってつくりごと (fictitious) である」[p,44]

それでは有意義な陳述 (statements) とはどのようなものでありうるのか、あるいは有意義な陳述とそうでない陳述と分ける基準は何であるのかが問題となる。「分析的」であるか、「直接検証可能」もしくは「間接検証可能」であるような陳述のみが有意義であるというのがエイヤーの答えであるが、この点について、陳述の有意義性のための基準として提示される「検証の原理」を見ていこう。

エイヤーは、「同語反復 (トートロジー) と経験的仮説とが有意義な命題の全集合をかたちづくるものである」[p,41]と述べ、このうち前者に属する命題は「それを構成する記号の意味だけによって真であってそれ故経験の事実によっては確認されることも論破されることも出来な

い」[p,16]、「分析的」命題であると規定している。いわゆる「〈ア・プリオリ〉な命題」も、たとえその取り決め自体は偶然的で経験的な事実であるにせよ言語に関する規則が前提されているかぎりでは真となる、「分析的」命題であるとされる。いわゆる「ア・プリオリな総合判断」ともみなされる、論理学・数学・幾何学の命題もまた、エイヤーによれば、言わば、「ある内容が必然的に導かれる定義からその内容が必然的に導かれる」といったものであり、したがって「分析的」であることになる。そうすると、しかしヘーゲル哲学の枠組みをそれ自身ある特殊な「言語学的規則」に支配される系とみなして、かなり限定的にはあるが、上の「概念」についての陳述もその範囲でまた一つの「分析的」命題であるとも考えることも不可能ではないだろう。

続いて、「経験的仮説」、すなわち「事実についての陳述」が有意味であるとされるための基準であるが、この点について、エイヤーは、「検証可能性」ないし「検証の原理」を採用する。これに関してはさらに、「強い」意味と「弱い」意味とが区別される。「強い」意味での「検証可能性」を採る場合、ある命題の「真であることが、経験において決定的に確立される場合、そしてただその場合にのみ」[p,37] その命題は真とされることになるが、ここには、「如何なる有限の観察系列をもってしても、その真理性を確立できない」[ibid.] 一般命題や「証拠がどれ程有力なものであろうとも、その真理性が、高度の蓋然性以上のものとなりえない」[ibid.] 歴史に関する陳述が「形而上学」のそれと同じく無意味であると結論されなければならないことになるという問題点がある。したがって、採用されるのは「弱い」意味での「検証可能性」である。

「弱い」意味での「検証可能性」が意味しているのは、ある陳述が本当に事実的な陳述であるのは、「その真偽の決定について何等かの感覚－経験があずかる場合」[p,11] であり、反対に、そのような観察が何もない場合、その陳述は事実に有意義なものではないということである。この「検証可能性」は当初、「ほんものの事実命題のしるしは、(…) それと他のある諸前提との連言からいくつかの経験的命題が演繹され、しかもこの他の諸前提のみからは演繹されえないこと」[p,38-9]（ここで「他のある諸前提」とはどのようなものでも構わない）というように定式化されていたが、第二版にて、エイヤー自身により修正されることになる。その理由は、「検証可能性」のこの定義によれば、どのような陳述も有意義と認められうるからである。つまり、陳述 S と経験的命題 O を考えると、この O は、S および前提：「S ならば O」から導かれ、しかも後者のみからは導かれないが、これは「検証可能性」が単に形式的に満たされる場合であり、したがって S は内容が何であれ意味を持つことになる。このことは、エイヤー自身の例で言えば、「絶対者はなまけものである」[p,11] のような陳述も有意義となることを意味する。そのような結論はエイヤーにとっても受け入れられるものではない。こうして、修正された「弱い」意味での「検証可能性」は以下になる。

まず、陳述は、「それ自身観察－陳述であるか、またはそれと一個以上の観察－陳述との連言に少なくとも一個の観察－陳述が含意され、しかもこの被含意陳述がこれ等の他の前提のみからは演繹されえない場合」[p,13]「直接検証可能」と言われ、「第一にそれと他のある前提との連言が、それ等他の前提のみからは演繹されえない直接検証可能な陳述を一個以上含意すること、第二にこれ等の他の前提には、分析的か直接検証可能かあるいは別途に間接検証可能とし

て確立されうるかのいずれかでないような陳述は一つも含まれないこと」[ibid.] という条件を満たすならば、「間接検証可能」とされる。

ある陳述が「直接検証可能」であるとき、それは、それ自体が「現実のあるいは可能な観察を記録している」[p,11]「観察－陳述」であるか、もしくは、他の「観察－陳述」(i)とともに、(i)のみからは導かれないような別の「観察－陳述」(ii)を導くことができる。「間接検証可能」な陳述の場合は、「分析的か直接検証可能かあるいは別途に間接検証可能として確立されうる」他の前提とともに、同じくこれらの前提のみからは演繹されないような直接検証可能な陳述を少なくとも一つ導くことができる。

ここで、「直接検証可能」であるがそれ自身「観察－陳述」ではない陳述 A を考えると、まず、A と「観察－陳述」B (前提) とから「観察－陳述」C が必然的に導かれ、C が B だけから導かれないとき、C であることは、A であるとともに B であることを含意する。このとき、反対に、C であるということから、A (および B) であることが導かれる。したがって、C によって、A の内容が成り立っていることが示される。このことは、C と $C \rightarrow (A \wedge B)$ とから A であることが導かれるというように表現できるだろう。そして、これは「A が真であるためには、観察 C が成立すればよい」という意味であり、観察 C が陳述 A の「真偽の決定に (…) あずかる」(＝陳述 A はその真偽に関わる観察を少なくとも一つ持つ) ということであるから、A は事実的に有意味な陳述であると結論される。

「間接検証可能」な陳述については、それと上記のように限定された前提とから「直接検証可能」な他の陳述が導かれなければならないが、このことはすなわち、すでに見た通りある観察によって真であることが確かめられる (つまりこの観察を真であるための条件として指定することができる) 陳述によって、問題の陳述が真であると確かめられることを意味する。したがって、この陳述はその真であることが「間接的に」経験的観察に基づいている。

以上のようにして、エイヤーは「検証の原理」を、有意味であるべき陳述に「『分析的でなければ、前述の意味で直接または間接検証可能であることを要求するもの』」[p,13] と定義する。

「分析的」でなければ「(直接/間接) 検証可能」である場合にのみ、陳述は有意味であると認められる。ヘーゲル哲学その他「形而上学的」体系として提示される哲学に対する弾劾は、「検証の原理」という「有意味/無意味」の基準が与えられることによって、具体的なものとなっている。そうした哲学は、「(検証の原理) そのものが「形而上学」を排斥するために設定されたものであるのだからある意味で当然のことであるが」「検証の原理」を満たさないはずである。

4. 「検証の原理」(2)

3 節で見た通り、「検証の原理」は一度エイヤー自身によって修正されたが、それに対して、しかし、さらなる批判が加えられる。修正された「検証の原理」の問題点とは何だろうか？ それ A. チャーチ (1949) によって指摘されたものであるが、最後に本節ではこれを取り上げよう。

まず、任意の陳述 S および三つの「観察－陳述」(「経験的命題」)、 O_1, O_2, O_3 を考える。このとき、これら三つの陳述は、それぞれそれだけから残る二つの陳述を導くことはないものとする。

ここで、 $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ は「直接検証可能」である。なぜなら、この命題を O_1 とともに考えると、左の括弧内の連言は偽となり、したがって右の括弧内が真となるために O_3 が真であることが決定されるが、これはすなわち「 $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ と〈観察－陳述〉 O_1 との連言から、 O_1 のみからは演繹されない他の〈観察－陳述〉 O_3 が与えられる」ということであるからである。

同様にして、 S と $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ とから O_2 が導かれる。そうすると、この S は「直接検証可能」であることが分かった $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ を前提として、これとの連言から「それ自身観察－陳述である」、したがって「直接検証可能」である O_2 を導くから、「間接検証可能」である。

ここで、 S が「間接検証可能」とならない場合、つまり $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ のみから O_2 が導かれるような場合について考える。そのときにはしかし、 O_3 および $\neg S$ から（まずこの二つを結合して連言を作り、その連言が真であるかぎり任意の命題 X について $X \vee (O_3 \wedge \neg S)$ が成り立つので、 X に $\neg O_1 \wedge O_2$ を代入することによって） $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ が導かれる。この命題は「直接検証可能」であったのだから、 $\neg S$ は「観察－陳述」 O_3 とともに $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ を導き、そして前提により、 $(\neg O_1 \wedge O_2) \vee (O_3 \wedge \neg S)$ から「観察－陳述」 O_2 が導かれる。ゆえに、 $\neg S$ は「それと一個以上の観察－陳述との連言に少なくとも一個の観察－陳述が含まれる」という条件を満たす陳述であり、「直接検証可能」である。

以上のプロセスは任意の陳述 (S) と各々がそれだけでは残りの陳述を含意しないかぎりでの三つの「観察－陳述」(O_1, O_2, O_3) とから前者の有意義性をもっぱら形式的に導かれる場合であり、無論この S には「絶対者はなまけものである」等の「ナンセンス」を代入することができる。少なくとも「絶対者はなまけものである」または「〈絶対者はなまけものである〉のではない」ことが「検証可能性」を満足するかたちで与えられる。

それゆえ、修正された「検証の原理」も「どんな陳述にも意味を許す」[p.11] という以前と同じ困難を抱えていることが指摘されたわけである。

本稿現時点のかぎりでは、このことが「検証の原理」そのものにとってもまた結びとなるが、C. ライト [1986] ほかその後再び「検証の原理」を取り上げる動きも見られるようである。（上森 2007）

以上、エイヤーが「言語・真理・論理」のなかで展開している議論のうち、哲学の役割についての主張、「知覚」の分析、そして「検証の原理」を見てきた。その際、否定されるべきものとしてエイヤーの念頭にあったのは「形而上学」であるが、ヘーゲルらの哲学体系はこうした「形而上学」の典型であると言えるだろう。とはいえ、エイヤーが導入しようとした「検証の原理」によっては、有意義な命題と無意味な命題とを区別することができないという問題点が明らかにされた。他方で、ヘーゲルについて言えば、彼の哲学をなお固持しようとするかぎり、本来的にまたこのような分析的な批判も、少なくとも何らかのかたちで「体系」のなかに「契機」として含まれなければならないだろう。あるいは、既にそれに近い議論がヘーゲル自身によって展開さ

れてはいなかったかどうか、著者は今後の課題として検討していきたい。また、本稿の冒頭でも触れたように、現在では特に英語圏においてヘーゲル研究は盛んであるが、そこに見られるヘーゲル像は、エイヤーの挙げたような批判とどのような関係を持つことになるのかという点も興味深いトピックであるだろう。もともと本稿の対象はエイヤーとその著書であったが、こうして両者を比較するところから得られる現代的な一展望の兆しは、著者にとって大変有意義なものであった。

(おおにしけんた 哲学哲学史・博士前期課程)

〈参考・引用文献〉

- ・ Alonzo Church, "Review: *Language, Truth and Logic* by Alfred Jules Ayer", *The Journal of Symbolic Logic*, Mar., Vol.14, No. 1 (Mar., 1949), pp,52-53
- ・ A. J. Ayer, *Language truth & logic*, Dover Publications, Inc. New York, 1952
- ・ A. J. エイヤー著 吉田夏彦訳、『言語・真理・論理』、筑摩書房、2022 年
- ・ A. J. Ayer, "On particulars and universals", *Proceedings of The Aristotelian Society*, 1934, Vol.34 (1933-1934), pp,51-62
- ・ 上森亮、「バーリンの論理実証主義批判」、『社会学論集 vol.10』、2007 年
- ・ Hegel, G.W. F., *Werke in zwanzig Bänden*, hrsg. von E. Moldenhauer und K. M. Michel, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1986